

○国家公安委員会告示第十七号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第四条第一項の規定に基づき、次の者を国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして指定するので、同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年四月二十七日

国家公安委員会委員長 武田 良太

法人その他の団体

- 1 名称 インディアン・ムジャヒディン (Indian Mujahideen (IM))
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-24
指定の有効期間 令和2年4月27日から令和5年4月26日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明
- 2 名称 インド亜大陸のアル・カーイダ (al-Qa'ida in the Indian Subcontinent (AQIS))
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-25
指定の有効期間 令和2年4月27日から令和5年4月26日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明
- 3 名称 ネオJMB (Neo-JMB)
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-26
指定の有効期間 令和2年4月27日から令和5年4月26日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明